

人事院公示第6号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成4年人事院公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月18日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。） <u>第3条第4号イ(2)</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。 二～十一 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。） <u>第3条第3号イ(2)</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。 二～十一 (略)
3 (略)	3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。